平成２９年（フ）第２２２号
神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目６番12号
破産者　ＰＶＧ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ株式会社
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７０号
高知県土佐市高岡町乙214番地の３・乙214番地の４
破産者　有限会社津野酒店
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第３７６号
兵庫県相生市那波大浜町19番15号
破産者　株式会社魚一商事
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４３８号
兵庫県姫路市二階町34番地
破産者　株式会社Ｓ－ＬＩＦＥ
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市保城335番地１
破産者　川陶株式会社
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３６号
青森県弘前市大字川合字下川原41番地１
破産者　有限会社高橋運送
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１９３号
最後の住所　青森県八戸市大字田面木字上田面木91番地１　コーポブロッサム２－Ｃ、前住所青森県八戸市大字八幡字小出田３番地37
破産者　亡木村あゆみ相続財産
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
静岡県御殿場市保土沢396番地の17
破産者　有限会社エヌケー工業
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
鹿児島県姶良市西餅田1546番地８
破産者　株式会社さくら工建
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６１６号
兵庫県西宮市田代町１番46―706号
破産者　山木　克祐
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６２号
山形県東田川郡庄内町狩川字小野里62番地２
破産者　黒沼　礼子
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１０９号
大阪府八尾市太田４丁目19番地　リバーサイド太田303号、開始決定時の住所大阪府八尾市太田６丁目294番地
破産者　北原　　学
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３５号
堺市南区晴美台１丁29番９―502号、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番６―906号
破産者　平川　宗紀
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
奈良県香芝市穴虫3129番地89
破産者　山崎　知也
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４号
奈良県橿原市土橋町193番地の４　グリーンピアⅡ　312
破産者　方　　宏治
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
広島市安佐南区高取北１丁目47番44―204号
破産者　湯川　　博
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９６号
横浜市磯子区中原１丁目１番31―305号
破産者　佐藤　　勝
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８４号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目28番３―204号　陣屋壱番館、前住所川崎市中原区小杉陣屋町２丁目23番19号
破産者　鳥井　邦男
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係